

# 青森県報

第三千八百七号

平成二十六年  
二月十七日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正  
道路の区域の変更……………(水産振興課) ……一

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二

右 同……………( ) ……三

右 同……………( ) ……四

右 同……………( ) ……四

建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……五

右 同……………(中南地域) ……六

右 同……………(上北地域) ……六

## 告 示

青森県告示第六十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表大畑町区域の項を次のように改める。

大畑町区域 大畑町漁業協同組合の地区	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
うち甲の地区 むつ市大畑町八幡湯坂、湯坂下、孫次郎間、大畑道、二枚橋、釣屋浜、木野部、佐助川、赤川、涌館、高橋川、小目名村、小目名家ノ下、奈良ノ木、平、添木及び袋石の区域	2 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行ういかつり漁業
うち乙の地区 甲の地区を除く区域	3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてえ縄漁業
	4 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてかれない刺網漁業
	5 小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
	6 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
	7 底建網漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
	8 底建網漁業といかつり漁業以外の漁業を併せ営む漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
	9 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
	10 底建網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業

青森県告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年三月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユニバース・かんぶん階上店  
三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠四七の一七外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 株式会社菅文  
岩手県二戸市堀野字長地七五の四  
代表取締役 菅陽悦
  - 2 株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一
  - 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
-----	-----	-------

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	四五四号	八戸市大字尻内町字根岸河原一四の一から八戸市大字豊崎町字才助川原一〇の七まで	前 後	五・一〇メートルから一八・七〇メートルまで 七・九〇メートルから四七・六〇メートルまで	六一三・〇〇メートル 六一一・〇〇メートル	

株式会社菅文 岩手県二戸市堀野字長地七五の四 代表取締役 菅陽悦	変更無し			
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し			
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更無し			
株式会社ヒジュアル企画 八戸市南白山台三丁目一の一 取締役 小林喜一郎	変更無し			
株式会社ドラッグユニー 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し			
木村ナカ 三戸郡階上町大字道仏字大蛇長根五の一				平成 二五・三・一

- 四 届出年月日  
平成二十六年一月二十一日
- 五 届出書の縦覧  
1 場所  
青森県商工労働部商工政策課及び階上町役場
- 2 期間  
平成二十六年二月十七日から同年六月十七日まで
- 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年六月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん上北町店

上北郡東北町旭北一丁目六八〇の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
						年	日
株式会社菅文 岩手県二戸市堀野字長地七五の四 代表取締役 菅陽悦						変更無し	
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一						変更無し	
株式会社パセリー菜 上北郡おいらせ町木ノ下南二の五 五〇 代表取締役 松尾明						平成 三・九・三〇	

四 届出年月日

平成二十六年一月二十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び東北町役場

2 期間

平成二十六年二月十七日から同年六月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東北町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年六月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由  
4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん階上店

三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠四七の一七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しよつとする事項

大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	株式会社菅文のみ実施 開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時	株式会社菅文のみ実施 開店時刻 午前七時三十分 閉店時刻 午後八時三十分	平成二六・三・一

来客が駐車場を利用する時間帯	駐車場のみ実施 午前九時から午後八時十五分まで	駐車場のみ実施 午前六時三十分から午後九時まで
----------------	----------------------------	----------------------------

四 届出年月日

平成二十六年一月二十一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び階上町役場

2 期間

平成二十六年二月十七日から同年六月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年六月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん上北町店

上北郡東北町旭北一丁目六八〇の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の開設に関する事項	大規模小売店舗の開業時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の開業時刻及び閉店時刻	平成 二六・三・一
大規模小売店舗の営業時間	株式会社菅文のみ実施 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	株式会社菅文のみ実施 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時	
来客が駐車場を利用する時間帯	午前八時三十分(ただし、年間十日間午前五分まで)	午前六時三十分(ただし、年間十日間午前五分まで)	

四 届出年月日

平成二十六年一月二十三日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び東北町役場

2 期間

平成二十六年二月十七日から同年六月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東北町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年六月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社西衡器製作所

二 代表者の氏名 西 秀記

三 主たる営業所の所在地 青森市第二問屋町四丁目二の三〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一五〇四六号

五 取消年月日 平成二十六年二月三日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工業に係る一般建設業の許可  
七 取消しの原因となった事実

平成二十六年一月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 一成塗装工業

二 氏名 葛西 一成

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字城東北二丁目四の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一七一〇一号

五 取消年月日 平成二十六年一月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年一月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 日ヶ久保建築

二 氏名 日ヶ久保 松男

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町字沼端二六

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第五〇〇〇二八号

五 取消年月日 平成二十六年一月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭